

不在者投票請求書

私は、令和8年執行 **杉並区長選挙** **杉並区議会議員補欠選挙** の当日、下記の事由のいずれかに該当する見込みのため、以下の記載が真実であることを誓い、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

請求日 令和8年 月 日

請求理由

※選挙の当日、下記の事由のいずれかに該当する見込みであることを確認してください。
(該当する事由に○をつける必要はありません。)

<input type="checkbox"/> 仕事	・	<input type="checkbox"/> 学業	・	<input type="checkbox"/> 冠婚葬祭
<input type="checkbox"/> 外出	・	<input type="checkbox"/> 用事	・	<input type="checkbox"/> 旅行等
<input type="checkbox"/> 病気	・	<input type="checkbox"/> 出産等		
<input type="checkbox"/> 天災	・	<input type="checkbox"/> 悪天候		

請求者

氏名	フリガナ	生年月日	大正	年	月	日
			昭和			
住所	※ 杉並区の住所					
	杉並区	丁目	番	号	日中連絡の取れる電話番号 () - () - ()	
住所	※ 投票用紙の送付希望先 (「方書」まで正確にご記入ください)					
	〒	都・道 府・県	郡・市 区	区・町 村	丁目	番 号

【公職選挙法施行規則第10号様式に基づく宣誓書】

※公職選挙法第9条第3項の規定により選挙権を有する方が、法第44条第3項に定められた文書を提示しなかった場合、地方公共団体情報システム機構保有の情報で投票資格を確認する場合があります。

事務処理欄

投票区	頁	行	請求日	交付日

不在者投票請求書の記入上の注意

- 1 請求日を必ずお書きください。
- 2 請求理由欄について
該当する事由に○をつける必要はありません。選挙の当日、請求理由欄のいずれかに該当する見込みであることを確認してください。
- 3 請求者欄について
 - ① 選挙人名簿の住所、氏名、生年月日、投票用紙の送付希望先を記入してください。
※「方書」がある場合は必ず記入してください。
※不在者投票用紙等一式は、選挙人名簿に登録されている名前で送付します。そのため、選挙人名簿の氏と現在の氏が異なる方や、郵便受けの表記がご自身の氏と異なる場合(里帰り出産時等)は、その旨を請求書の余白に記入して下さい。
 - ② 電話番号は、日中連絡の取れる電話番号を記入してください。
- 4 別紙記入例を参考に、不在者投票請求書をご記入いただき、杉並区選挙管理委員会まで必ず郵便（**FAXは不可**）で送付してください。

不在者投票期間 令和8年6月22日（月） ～ 令和8年6月27日（土）

※滞在先によって、不在者投票をすることができる期間・時間が異なる場合があります。必ず、滞在先の選挙管理委員会にお問い合わせの上、不在者投票にお出かけください。

※郵便事情等もございますので、不在者投票用紙はお早めにご請求ください。

◎投票用紙等の請求先・問い合わせ先◎

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 杉並区選挙管理委員会

TEL : 03-3312-2111 (代表)

記入例

不在者投票請求書

私は、令和8年執行 杉並区長選挙 杉並区議会議員補欠選挙 の当日、下記の事由のいずれかに該当する見込みのため、以下の記載が真実であることを誓い、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

請求理由

この用紙を書いた日

請求日 令和8年 月 日

※選挙の当日、下記の事由のいずれかに該当する見込みであることを確認してください。(該当する事由に○をつける必要はありません。)

Table with 4 rows and 3 columns of reasons for absence: 仕事, 学業, 冠婚葬祭; 外出, 用事, 旅行等; 病気, 出産等; 天災, 悪天候.

請求者

Form fields for applicant: 氏名 (杉並選挙), 生年月日 (昭和50年1月1日), 住所 (杉並区阿佐谷南1丁目15番1号), 電話番号 (123-456-7890).

【公職選挙法施行規則第10号様式に基づく宣誓書】

※公職選挙法第9条第3項の規定により選挙権を有する方が、法第44条第3項に定められた文書を提示しなかった場合、地方公共団体情報システム機構保有の情報で投票資格を確認する場合があります。

事務処理欄

Table with 5 columns: 投票区, 頁, 行, 請求日, 交付日.